

事業所拠点一覧

全国各地の市場の声を聞く営業拠点網と 多品種少量の専門商品のクイックデリバリーを 実現する物流拠点

業界トップレベルのロジスティクスシステムを構築。
当日発送を基本とした付加価値の高い物流サービスを実践しています。



カタログ掲載品
当日出荷率
約95%

販売店様
アズワンが
即納するので
在庫が不要



ユーザー様



本社



殿町ソリューションリサーチラボ



Smart DC



大阪物流センター



東京物流センター



中国主要都市をカバーする拠点網(7拠点)



北海道 沖縄 殿町ソリューションリサーチラボ 仙台 東京 大阪 広島 京都 高松 福岡

7 従業員の状況 (2021年3月31日現在)

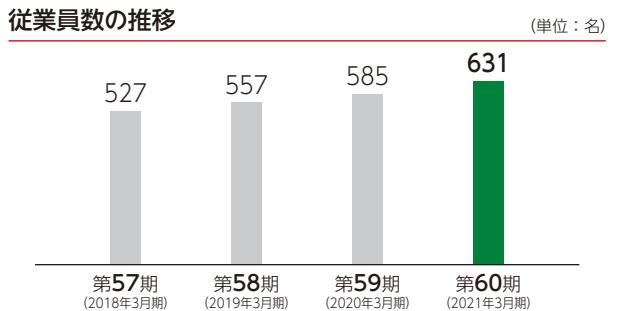
企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
631名 [100名]	46名増 [6名増]

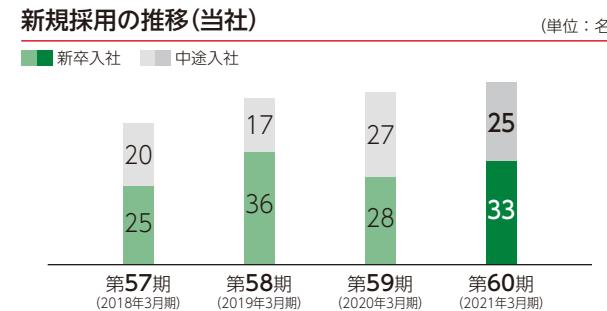
(注) 従業員数は就業員数であり、臨時雇用者数は〔 〕内に年間の平均人員を外数で記載しております。

ご参考

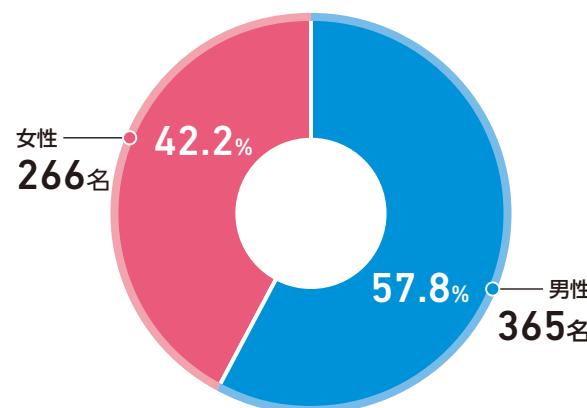
従業員数の推移



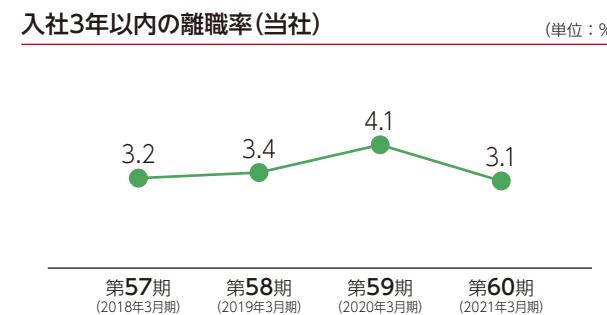
新規採用の推移(当社)



連結男女比率



入社3年以内の離職率(当社)



8 借入先の状況 (2021年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社りそな銀行	1,840百万円
株式会社三菱UFJ銀行	1,765百万円
株式会社三井住友銀行	1,095百万円

9 その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべきものはありません。

社内報(季刊)



[2] 会社の現況

1 株式の状況 (2021年3月31日現在)

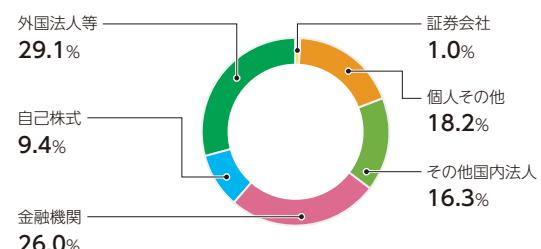
1. 発行可能株式総数 44,000,000株
 2. 発行済株式の総数 20,688,135株
 3. 株主数 6,222名
 4. 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
有限会社井内盛英堂	2,591 千株	13.8 %
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,424 千株	7.6 %
株式会社りそな銀行	926 千株	4.9 %
GOLDMAN SACHS & CO.REG	759 千株	4.1 %
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	742 千株	4.0 %
JP MORGAN CHASE BANK 380055	724 千株	3.9 %
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	612 千株	3.3 %
井内郁江	482 千株	2.6 %
井内英夫	393 千株	2.1 %
池尻由貴	386 千株	2.1 %

(注) 1. 持株比率は、発行済株式の総数から株主名簿上の自己株式（1,940,396株）を控除して計算しております。

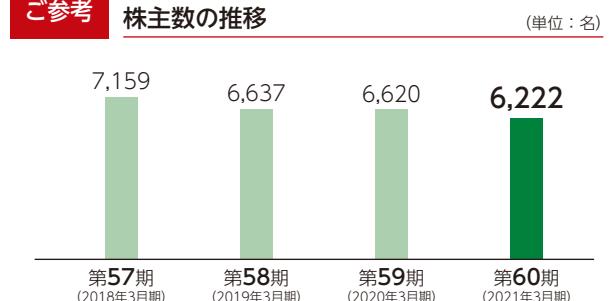
2. 自己株式は上記大株主からは除外しております。なお、自己株式（1,940,396株）には、「株式給付信託（取締役向け）」及び「株式給付型ESOP信託」が保有する当社株式（61,730株）は含まれておりません。

ご参考 所有者別株式分布



(注) 自己株式には「株式給付信託（取締役向け）」及び「株式給付型ESOP信託」が保有する当社株式は含まれおりません。

ご参考 株主数の推移



5. 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

イ. 株式報酬の内容

譲渡制限付株式

ロ. 取締役、その他の役員に交付した区分別株式数

	譲 渡 制 限 付 株 式	交 付 対 象 者
取締役（社外取締役を除く）	2,100株	5名

2 会社役員の状況

1. 取締役及び監査役の状況（2021年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	井 内 卓 嗣	ニッコーアンセン株式会社取締役 井内物流株式会社取締役 AS ONE INTERNATIONAL, INC. 取締役
常務取締役	山 田 一 人	商品本部長兼マーケティング本部担当役員兼 中期経営計画推進室長 株式会社トライアンフ・ニューウェーブ取締役
取締役	星 野 康 之	中国事業本部長 亞速旺（上海）商贸有限公司董事長
取締役	木 村 光 成	営業本部長兼専門事業本部担当役員兼東京オフィス長
取締役	西 川 圭 介	コーポレート本部長兼IT推進本部担当役員兼中期経営計画推進室副室長
取締役	鈴 木 讓 治	—
取締役	小 滝 一 彦	スター・マイカ・ホールディングス株式会社社外取締役（監査等委員） 特定非営利活動法人政策評価機構理事長 日本大学経済学部教授
取締役	金 井 美 智 子	弁護士法人大江橋法律事務所社員 コンドーテック株式会社社外取締役 三共生興株式会社社外監査役 IDEC株式会社社外取締役（監査等委員）
監査役（常勤）	鈴 木 一 孝	ニッコーアンセン株式会社監査役 井内物流株式会社監査役 亞速旺（上海）商贸有限公司監事 株式会社トライアンフ・ニューウェーブ監査役
監査役	三 原 秀 章	公認会計士、税理士（公認会計士三原秀章事務所） 住友精密工業株式会社社外監査役
監査役	原 俊 樹	AGS株式会社代表取締役社長兼社長執行役員

- (注) 1. 鈴木讓治氏、小滝一彦氏及び金井美智子氏は社外取締役であります。
 2. 鈴木一孝氏、三原秀章氏及び原俊樹氏は社外監査役であります。
 3. 当社は、取締役鈴木讓治氏、取締役小滝一彦氏、取締役金井美智子氏、監査役鈴木一孝氏、監査役三原秀章氏及び監査役原俊樹氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出しております。
 4. 監査役三原秀章氏は、公認会計士及び税理士としての資格を有しております、財務及び会計に関する相当程度の知識を有しております。
 5. 取締役金井美智子氏は、弁護士としての資格を有しております、法務に関する相当程度の知識を有しております。
 6. 当社と取締役鈴木讓治氏、取締役小滝一彦氏、取締役金井美智子氏及び監査役全員は、会社法第423条第1項に関する責任について、定款の定めにより責任限度額を法令が規定する額とする責任限度契約を締結しております。
 7. 当社は、保険会社との間で、当社の取締役及び監査役を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。
 当該保険契約の内容の概要は、被保険者である対象役員が、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであり、1年毎に契約更新しております。
 なお、当該保険契約では、当社が当該役員に対して損害賠償責任を追及する場合は保険契約の免責事項としており、また、填補する額について限度額を設けることにより、当該役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。



2. 取締役及び監査役の報酬等

イ. 取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	人員	金銭報酬		株式給付信託及び 譲渡制限付株式報 酬額	総額
		月額報酬	賞与報酬		
取締役（うち社外取締役）	10名 (3)	150百万円 (16)	68百万円 (一)	39百万円 (一)	258百万円 (16)
監査役（うち社外監査役）	4 (3)	22 (21)	— (一)	— (一)	22 (21)
計	14	172	68	39	280

- (注) 1. 上記には、2020年6月25日開催の第59回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名及び監査役（社内監査役）1名を含んでおります。
 2. 上記には、当該事業年度に計上した株式給付信託報酬として15百万円、及び譲渡制限付株式報酬として23百万円が含まれております。(取締役5名に対し合計39百万円)
 3. 取締役の報酬限度額とは別枠で、2017年6月29日開催の第56回定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く）に対する業績連動型株式報酬の限度額を200百万円以内と決議いただいております。
 4. さらに別枠で2020年6月25日開催の第59回定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式報酬の限度数を40,000株以内、かつ限度額を100百万円以内と決議いただいております。
 5. 取締役会は当事業年度における取締役の個人別の報酬等の内容は経営成績等に照らし妥当であり、「□. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」に沿うものであると判断しております。
 6. 取締役（社外取締役を除く）に対する賞与の算定に用いた業績の指標は営業利益であり、その実績は98億91百万円あります。取締役（社外取締役を除く）に対する業績連動型株式報酬の算定基礎となる業績指標及び実績は以下のとおりです。

(単位：百万円)	売上高	営業利益
中計経営計画年度計画	72,500	6,340
当事業年度実績	81,606	9,891

□. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

当社は、取締役会で取締役の個人別の報酬の内容に係る決定方針を決定しており、内容は以下のとおりであります。

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、会社業績との連動性を確保し、職責や成果を反映した報酬体系を探ることを基本方針とする。具体的には、固定報酬としての月額報酬、業績連動報酬としての賞与（金銭報酬）及び非金銭報酬である譲渡制限付株式報酬並びに株式給付信託によって構成する。社外取締役は、独立した立場で経営の監視・監督機能を担う役割のため、賞与、譲渡制限付株式報酬及び株式給付信託は付与しない。なお、監査役の報酬については、報酬限度額年額50百万円以内（2006年6月29日第45回定時株主総会で決議。同総会終結時における監査役の員数は4名。）において、監査役の協議により決定するものとする。

2. 月額報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の月額報酬（個人別の報酬等の額）は、役位毎の責任、経営環境、経営能力、貢献度等を基準に、従業員給与の水準も考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

3. 業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

賞与は、当社の業績と連動して金銭により支給される。具体的には、各期の連結営業利益をベースとし、配当、従業員の賞与水準、他社の動向、及び中長期業績や過去の支給実績などを総合的に勘案のうえ算出された額を、毎年一定の時期に支給する。

非金銭報酬等は、譲渡制限付株式報酬及び株式給付信託とする。

譲渡制限付株式報酬は、発行会社から取締役に対し、報酬として株式を付与する制度であり、当初定めた一定期間は売却できない（譲渡制限）等の制限がある。その支給額は、役位毎の責任、経営環境、経営能力、貢献度等を基準に総合的に勘案して算出された額を、毎年一定の時期に支給する。

株式給付信託は、中期経営計画の年度計画の達成を付与要件として株式に相当するポイントを付与するものであり、中期経営計画における達成度合についての分かりやすい指標である売上高及び営業利益を重要指標として選択し、毎年一定の時期に、取締役会においてその付与の有無を決定する。株式給付ポイントは、当社が定める株式給付規程に従って、毎期の業績達成度等に応じて付与するものとする。

4. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針及び取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役に対する報酬等の総額は、以下のとおり株主総会決議で定めた範囲内とする。

①取締役の報酬限度額は年額5億円以内（2006年6月29日第45回定時株主総会決議。同総会終結時における取締役の員数は5名（うち社外取締役はなし）。）

②別枠で、株式給付信託として2021年3月末日で終了する年度以降の取締役（社外取締役を除く）に対する業績連動型株式報酬限度額を中期経営計画に対する5事業年度ごとに2億円以内（2017年6月29日の第56回定時株主総会決議。同総会終結時における対象取締役5名（社外取締役を除く。）。

③さらに別枠で譲渡制限付株式報酬として取締役（社外取締役を除く）に対し年額1億円以内（2020年6月25日第59回定時株主総会決議。同総会終結時における対象取締役5名（社外取締役を除く。）。

個々の取締役（社外取締役を除く）の種類別の報酬割合については、上位の役位ほど業績連動型報酬の割合が高まるようにすることとする。

報酬等の種類ごとの比率の目安は、以下のとおりとする。

基本報酬：業績連動報酬等：非金銭報酬等=6：2：2

個人別の具体的な種類別の報酬割合及び報酬額については、上記限度額の範囲内において、報酬等の種類ごとの比率を目安として、代表取締役社長及び人事担当取締役により検討を行ったうえで、取締役会決議に基づき、代表取締役社長である井内卓嗣が、その具体的な内容について委任を受けるものとする。その権限の内容は、個人別の具体的な種類別の報酬割合、各取締役の月額報酬の額、各取締役の業績を踏まえた賞与の評価分配及び譲渡制限付株式報酬の支給額とする。

なお、本総会にて第2号議案から第4号議案が可決された後に社外取締役が過半数を占める任意の指名報酬委員会（仮称）を設置する予定であります。

3. 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等との重要な兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

地 位	氏 名	重 要 な 兼 職 状 況	当 社 と の 関 係
取 締 役	鈴 木 讓 治	—	—
取 締 役	小 滝 一 彦	スター・マイカ・ホールディングス株式会社 社外取締役（監査等委員） 特定非営利活動法人政策評価機構理事長 日本大学経済学部教授	特別の関係はありません
取 締 役	金 井 美智子	弁護士法人大江橋法律事務所社員 コンドーテック株式会社社外取締役 三共生興株式会社社外監査役 IDEC株式会社社外取締役（監査等委員）	特別の関係はありません
監 査 役	鈴 木 一 孝	ニッコー・ハンセン株式会社監査役 井内物流株式会社監査役 亚速旺（上海）商贸有限公司監事 株式会社トライアンフ・ニジュウイチ監査役	子会社 子会社 子会社 子会社
監 査 役	三 原 秀 章	公認会計士、税理士（公認会計士三原秀章事務所） 住友精密工業株式会社社外監査役	特別の関係はありません
監 査 役	原 俊 樹	AGS株式会社代表取締役社長兼 社長執行役員	特別の関係はありません

ロ. 当事業年度における主な活動状況

(a) 取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会		監査役会	
	開催回数	出席回数	開催回数	出席回数
取 締 役 鈴 木 让 治	14回	14回	—	—
取 締 役 小 滝 一 彦	14回	14回	—	—
取 締 役 金 井 美智子	11回※1	11回	—	—
監 査 役 鈴 木 一 孝	14回	14回	13回	13回
監 査 役 三 原 秀 章	14回	14回	13回	13回
監 査 役 原 俊 樹	11回※1	11回	9回※1	9回

※1 取締役金井美智子氏及び監査役原俊樹氏は2020年6月25日開催の第59回定時株主総会において就任。

※2 上記の出席状況のほか、会社法370条及び当社定款に基づき、取締役会決議があつたと見なす書面決議を2回実施しており、全員が参加しております。

(b) 取締役会及び監査役会における発言状況

社外取締役全員は、経験豊富な経営者の観点から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

社外監査役全員は、取締役会において疑問点を明らかにするため適宜質問し、意見を述べております。また、監査役会において監査結果についての意見交換、監査に関する事項の協議等を行っております。

ハ. 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

取 締 役	鈴 木 让 治	鈴木讓治氏は、社外取締役に就任以降、企業経営者及び海外勤務の豊富な経験と幅広い見識に基づき、当社の経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割・責務を果たしております。 また、筆頭独立社外取締役としての責務を担っていただいております。当事業年度においては、海外事業や新規事業に関する経営判断にあたり、適宜適切な助言をいただくなど、当社の中期経営計画の進捗に貢献していただきました。
取 締 役	小 滝 一 彦	小滝一彦氏は、社外取締役に就任以降、官僚経験や大学教授としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、独立した立場から取締役会機能の強化と業務執行の監督等に十分な役割・責務を果たしております。 当事業年度においては、採用活動や海外事業に関する経営判断にあたり、過去からの豊富な経験等に基づく知見をご教示いただくなど、当社のガバナンス向上に貢献していただきました。
取 締 役	金 井 美智子	金井美智子氏は、社外取締役に就任以降、弁護士としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、独立した立場から取締役会機能の強化と業務執行の監督等に十分な役割・責務を果たしております。 当事業年度においては、レンタル事業に関する経営判断にあたり、関連法規制の観点からの適宜適切なご意見をいただくなど、当社の法務リスク低減に貢献していただきました。また女性活躍を推進する立場からの幅広いご意見もいただきました。

3 会計監査人の状況

- ①名 称 EY新日本有限責任監査法人
②報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	38百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	38百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区別できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠が適正であるかどうかについて検討した結果、会計監査人の報酬等の額について妥当であると判断し、会社法第399条第1項の同意をいたしました。
3. 当社の重要な子会社のうち、亚速旺（上海）商贸有限公司については、当社の会計監査人以外の監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者）の監査を受けております。

③会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、会計監査人の解任または不再任に関する株主総会の議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

ご参考 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式について

(1) 当社の保有目的が純投資目的以外の目的である投資（以下「政策保有」という）株式の保有に関する方針

当社は、株式の政策保有を以下の方針で行っており、必要最低限の保有水準としております。

- ・単なる安定株主としての政策保有は、コーポレートガバナンスの観点から行わないこととしております。
- ・株式の保有は、業務の円滑な推進や将来的な事業連携の可能性等のビジネス上のメリットを得ることを目的とし、かつ、当該株式の保有が当社の中長期的な企業価値向上と持続的な成長に資すると判断した銘柄に限ります。
- ・保有する株式については、保有目的及び保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか等を定期的に個別銘柄毎の検証を行い、必要性が薄れてきた銘柄を中心に縮減を図ります。

(2) 当社の政策保有株式の保有状況

銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数	貸借対照表計上額の合計額（百万円）
非上場株式	6	533
非上場株式以外の株式	5	530

(3) 当社の政策保有株式の保有に関する説明

取締役会において少なくとも年1回、政策保有している上場株式の保有目的、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか等を個別銘柄毎に精査し、保有の適否を総合的に検証しています。

2020年度においては、戦略的資本業務提携により非上場株式以外の株式1銘柄を取得した一方、非上場株式1銘柄及び非上場株式以外の株式1銘柄を処分、非上場株式以外の株式2銘柄を保有目的を純投資目的に変更し、売却の検討を行うこととしました。

CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS

NON-CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS

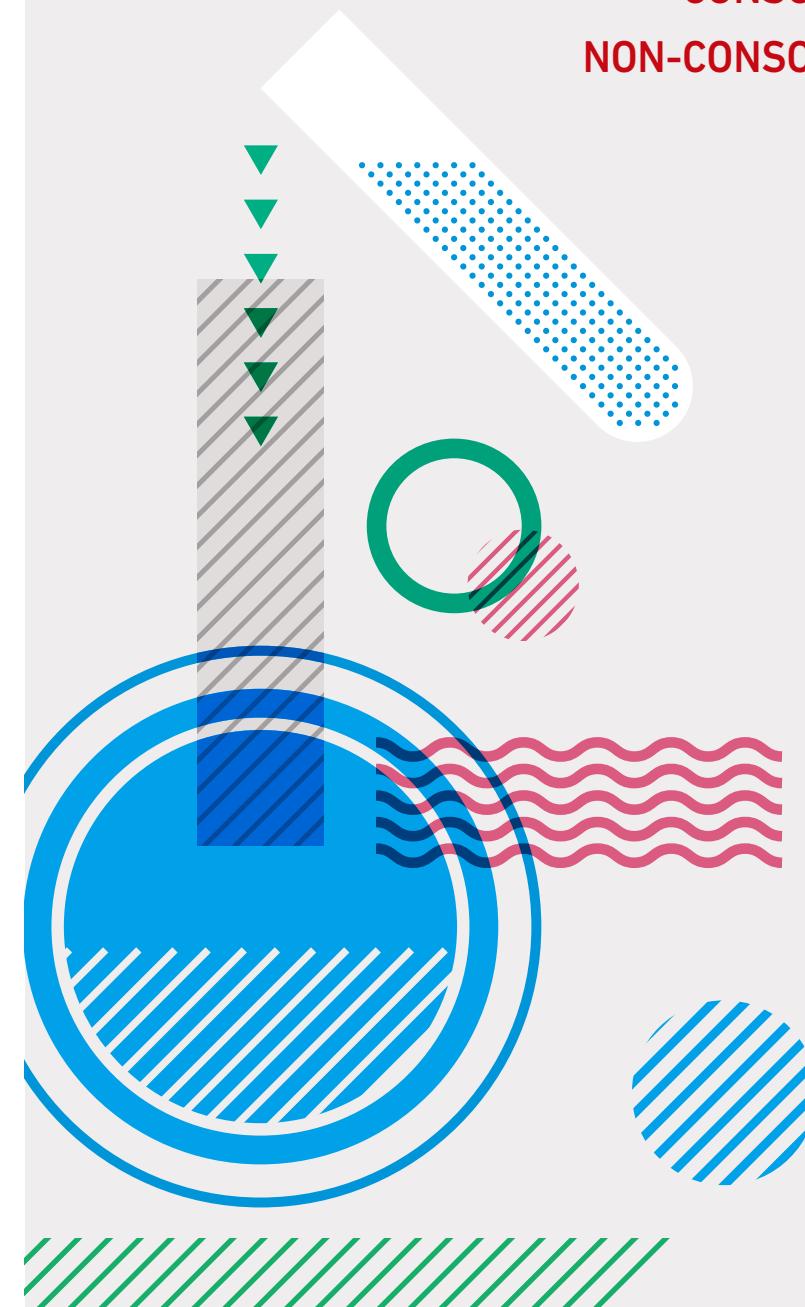
連結計算書類 計算書類

連結計算書類

連結貸借対照表	67
連結損益計算書	68

計算書類

貸借対照表	69
損益計算書	70



連結計算書類

連結貸借対照表 (2021年3月31日現在)

科 目	金 額
資産の部	
流動資産	58,721
現 金 及 び 預 金	14,346
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	22,147
電 子 記 録 債 権	9,040
有 價 証 券	3,500
た な 卸 資 産	8,974
そ の 他	726
貸 倒 引 当 金	△ 14
固定資産	35,503
有形固定資産	8,935
建 物 及 び 構 築 物	2,626
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	3,208
工 具、器 具 及 び 備 品	749
土 地	2,031
リ 一 ス 資 産	106
建 設 仮 勘 定	213
無形固定資産	1,518
ソ フ ト ウ エ ア	1,359
ソ フ ト ウ エ ア 仮 勘 定	149
そ の 他	9
投資その他の資産	25,048
投 資 有 價 証 券	20,155
退 職 給 付 に 係 る 資 産	62
繰 延 税 金 資 産	41
投 資 不 動 産	3,953
そ の 他	854
貸 倒 引 当 金	△ 18
資産合計	94,225

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(単位:百万円)

科 目	金 額
負債の部	
流動負債	25,596
支 払 手 形 及 び 買 掛 金	19,068
短 期 借 入 金	1,600
未 払 法 人 税 等	2,069
賞 与 引 当 金	913
そ の 他	1,944
固定負債	5,867
長 期 借 入 金	3,100
繰 延 税 金 負 債	1,081
株 式 納 入 金	94
役 員 株 式 納 入 金	38
退 職 給 付 に 係 る 負 債	14
資 産 除 去 債 務	902
そ の 他	635
負債合計	31,463
純資産の部	
株主資本	56,147
資本金	5,075
資本剰余金	4,810
利益剰余金	52,419
自己株式	△ 6,156
その他の包括利益累計額	6,494
その他の有価証券評価差額金	6,462
為替換算調整勘定	31
新株予約権	119
純資産合計	62,761
負債純資産合計	94,225

連結損益計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位:百万円)

科 目	金 額
売上高	81,606
売上原価	55,679
売上総利益	25,927
販売費及び一般管理費	16,035
営業利益	9,891
営業外収益	
受 取 利 息 及 び 配 当 金	112
不 動 产 貸 料	433
そ の 他	48
	594
営業外費用	
支 払 利 息	10
不 動 产 貸 原 価	173
固 定 资 产 除 却 損	52
為 替 差 損	31
そ の 他	22
	289
経常利益	10,195
特別利益	
投 資 有 價 証 券 売 却 益	0
特別損失	
投 資 有 價 証 券 評 価 損	428
減 損	826
評 価 損	1,254
税金等調整前当期純利益	8,941
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	3,232
法 人 税 等 調 整 額	△ 280
	2,952
当期純利益	5,988
親会社株主に帰属する当期純利益	5,988

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (2021年3月31日現在)

科 目	金 額
資産の部	
流動資産	
現受電壳有商原前そ貸	54,019 12,113 4,298 9,007 16,063 3,500 8,504 105 32 290 112
金及取子価品材渡払倒	△ 7
び手記掛び渡の引	
預債貯貯費當	
金形權券品品金用他金	
固定資産	36,702
有形固定資産	8,859
建構機車工具土リ建	2,586 26 3,144 27 732 2,021 106 213
築及び運具、器具及一設	物置器具地產定
装搬備資勘	
無形固定資産	1,074
ソソそ	ア定他
フトウ工の	1,010 58 5
投資その他の資産	26,769
投関破長前投そ貸	20,143 1,018 800 15 79 49 3,953 725
資係係産期資	券式金等用用產他金
有会更前年不の引	
価社社生払金	
証株資權費費動	
倒当	△ 16
資産合計	90,722

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております

(単位:百万円)

科 目	金 額
負債の部	
流動負債	
買掛入金	22,620
短期借入金	16,043
未払費用	1,600
未払法人税	33
未払法人税	1,570
未払法人税	246
前預金	2,030
前賞金	34
前賞金	22
前賞金	45
賞金	864
賞金	130
固定負債	
長期借入金	5,132
長期借入金	3,100
繰延税金負債	83
株式給付引当債	365
役員株式給付引当債	94
資産除去債務	38
資本	902
その他の負債	548
負債合計	27,753
純資産の部	
株主資本	56,386
資本金	5,075
資本剰余金	5,942
資本準備金	5,469
その他資本剰余金	472
利益剰余金	51,526
利益準備金	159
その他利益剰余金	51,367
別途積立金	39,800
繰越利益剰余金	11,567
自己株式	△ 6,156
評価・換算差額等	6,462
その他有価証券評価差額金	6,462
新株予約権	119
純資産合計	62,969
負債純資産合計	90,722

損益計算書（2020年4月1日から2021年3月31日まで）

(単位:百万円)

科 目	金 額
売上高	78,839
売上原価	54,237
売上総利益	24,601
販売費及び一般管理費	14,925
営業利益	9,675
営業外収益	
受取利息及び配当金	168
不動産賃貸料	453
その他	30
	652
営業外費用	
支払利息	10
不動産賃貸原価	173
固定資産除却損	51
その他	60
	296
経常利益	10,030
特別利益	
投資有価証券売却益	0
特別損失	
投資有価証券評価損	428
子会社株式評価損	2,246
税引前当期純利益	2,675
法人税、住民税及び事業税	7,355
法人税等調整額	3,154
	△ 963
当期純利益	2,191
	5,164

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月20日

アズワン株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 増田 豊 ㊞
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 美和一馬 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、アズワン株式会社の2020年4月1日から2021年3月31までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アズワン株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懷疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月20日

アズワン株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 増田 豊 ㊞
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 美和一馬 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、アズワン株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第60期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合は当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懷疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第60期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について適宜報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及びEY新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月21日

アズワン株式会社 監査役会

- | | | |
|--------------|------|---|
| 常勤監査役（社外監査役） | 鈴木一孝 | ㊞ |
| 監査役（社外監査役） | 三原秀章 | ㊞ |
| 監査役（社外監査役） | 原俊樹 | ㊞ |

以上

アズワンのSDGsへの関わり

当社は、2015年に国連にて採択された「持続可能な開発目標(SDGs)」に共感して、事業活動を行っております。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



研究開発、医療を下支えする事業



研究者や医療従事者を下支えし、研究の成果や医療の提供を通じて持続可能な社会を実現する。それが、私たちの使命です。

コロナ禍下でも医療機関への供給を継続する

医療物資不足に全力で対応。一時欠品することはありましたがあまりましたが、内外のサプライヤーとの連携により、どこよりも安定的な物資供給に努めました。



ハタチ基金への寄付

東日本大震災で被災した子どもたちが20歳を迎えるまで継続的に支援を行う「公益社団法人ハタチ基金」に、株主様のご協力のもと、毎年寄付を行っています。



コロナ禍で苦難な環境にある、学生、医療機関、こども食堂を支援

10団体に合計10,000,000円寄付しました。

- ①大阪府 新型コロナウイルス助け合い基金
- ②大阪府立大阪急性期・総合医療センター
- ③大阪市立十三市民病院
- ④国立国際医療研究センター（病院）
- ⑤Nursing Nowキャンペーン実行委員会
- ⑥日本学生支援機構
- ⑦大阪大学 新型コロナウイルス感染症対策基金
- ⑧関西大学 新型コロナウイルスに係る緊急奨学支援金
- ⑨関西学院大学 奨学金制度支援
- ⑩こども食堂ネットワーク関西



女性活躍への取り組み

育児・介護などで退職した方の再雇用制度（ウェルカムバック制度）をはじめ、各種制度で女性が働きやすい環境を実現しています。
育児休業復帰率100%です（含む男性）。



植物由来ポリエチレン製品の販売

再生可能なサトウキビを原料とするバイオマスポリエチレンを使用したディスポ手袋やディスペンサーを販売しております。環境に配慮した製品の取り扱いでCO₂排出抑制に貢献しています。



ISO14001認証取得

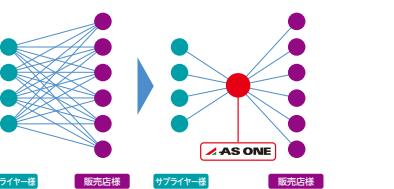
本社、東京オフィス、大阪・東京物流センターにおいて、国際レベルの環境マネジメントシステムを確立・実践しています。



配送・取引のシンプル化

サプライヤー様約3,700社、販売店様約13,000拠点間の配送を最大4,810万件から最小16,700件に。卸機能を発揮することで、社会全体の配送コストの削減に貢献しています。

最大1
に簡素化
2,880



中小企業の機会創出

当社はカタログやWEBを通じて、サプライヤー様約3,700社の製品を、国内外にご紹介。国内販売店様約4,500社に世界中の様々な製品を取り扱う機会を創出し、中小企業の成長に貢献しています。



従業員との関係

笑顔で働く企業を目指し、毎年、従業員満足度調査を実施し、非常に高い満足度に位置づけられています。新卒3年以内の離職率は3.1%です。



共同物流を開始

当社の配送ルートに同じ配送先があるなら、商流なくとも一緒に運ぶ提携先を増やしています。



カタログリサイクル

新しいカタログをお届けする際に、不要となった前号をお客様から回収し再生紙や燃料、梱包材などにリユース。昨年は170tものリサイクルをしました。



170t

エコ梱包

ゴミを出さない配送を目指し、一部エコ梱包を実施しています。



コンプライアンス

企業行動基準や倫理規程など、公正な企業であるための制度を整備しています。



ISO9001

自社ブランド商品も多く、ISO9001に基づくマネジメントシステムで信頼のおける品質を維持しております。



株主総会会場ご案内図



会 場

大阪市北区中之島5丁目3番68号
リーガロイヤルホテル2階
「ペリドット」



当日ご出席の株主様へのお土産は、ご用意しておりませんので、何卒ご了承くださいますようお願い申し上げます。

《株主の皆様へのお知らせ》

今年度より株主の皆様へお届けしております「株主通信」につきましては、「定期株主総会招集ご通知」と統合し、その発行を取止めさせていただきます。



京阪電車 中之島線 中之島駅 下車3番出口 直結



阪神電車 阪神本線 福島駅 下車 徒歩約10分

J R 環状線 福島駅 下車 徒歩約11分

東 西 總 新福島駅 下車 徒歩約9分

※上記のほか、リーガロイヤルホテルのシャトルバス(JR大阪駅から約10分)もございますが、当日は大変混雑することが予想されますので、上記公共交通機関のご利用をおすすめいたします。なお、駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

